

一般社団法人全国各種学校日本語教育協会理事会・総会

日 時：平成 29 年 6 月 30 日

理事会（午後 1 時から午後 2 時 15 分）

総 会（午後 2 時 30 分から午後 4 時）

会 場：グランドヒル市ケ谷

議案

- 第 1 号議案 定款の承認に関する件
- 第 2 号議案 平成 29 年度・平成 30 年度役員に関する件
※第 18 条 2 項理事の承認（理事会）
- 第 3 号議案 一般社団化経過報告について
- 第 4 号議案 「各種学校日本語学校振興ビジョン」に関する件
- 第 5 号議案 平成 29 年度事業計画案に関する件
- 第 6 号議案 平成 29 年度収支予算案に関する件
- 第 7 号議案 事務局に関する件

資料

- 資料 1 平成 28 年 11 月 14 日専各日協会理事会議事録
- 資料 2 平成 29 年 1 月 30 日全各日協（各種学校部会）全体会議事録
- 資料 3、4、5 日本語教育推進議員連盟団体ヒヤリングレジュメ
- 資料 6、7 平成 29 年 3 月 31 日専各日協臨時理事会・総会議事録
- 資料 8 平成 29 年 4 月 20 日全各日協全体会議事録
- 資料 9 日本語教育シンポジウム（案）
- 資料 10 準備教育課程の指定等に関する文科省通知
- 資料 11 馳浩議員ブログ抜粋
- 資料 12 各種学校日本語学校一覧

第1号議案 定款承認に関する件
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国各種学校日本語教育協会（全各日協）と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、学校教育法に基づき認可された各種学校（学校教育法134条）が連携することによって、日本語教育の環境整備と各種学校日本語学校の振興を図り、日本語教育界の中核的役割を担うと共に、日本の国際化推進、多文化共生社会の構築に資する活動を推進し、併せて海外での日本語教育の普及啓発に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 各種学校日本語学校振興のための下記事業

- ①行政・議会への提言・要望
- ②国内外への広報・啓発
- ③国内外の関連機関との連携
- ④各種学校化への相談・支援

2. 教育機関としての資質・地位向上に資する下記事業

- ①法令遵守のための啓発研修

②調査研究

- ③教職員研修
- ④日本語教員養成の支援

3. 学生支援のための下記事業

- ①学習者の支援
- ②奨学基金の支援
- ③進学への支援

- ④就職の支援
- 4. 外国人人材養成のための下記事業
 - ①ビジネス日本語の普及啓発事業
 - ②外国人専門人材養成のための支援事業
 - ③産業別人材ニーズ達成のための連携事業
- 5. 学校評価のための下記事業
 - ①日本語教育分野の評価システムの研究
 - ②自己点検評価の促進支援
 - ③第三者評価の促進支援
- 6. その他前条の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した各種学校日本語学校
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した各種学校を除く日本語教育機
関
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した国内外教育機関（大学、
大学院、専門学校、短期大学、高等専門学校）、教育関連団体、
法人、個人

- ② 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする

（入 会）

第8条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規定により、会費を納めなければならない。

（会員名簿）

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退 会）

第11条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 廃校

3 除名

- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

② 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(招 集)

第13条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

② 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③ 総会を招集するには、会日より2週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第14条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第16条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、5名以上10名以内とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、理事会の推薦に基づき総正会員の議決権の過半数をも

って、正会員以外の者から選任することができる。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(役員の選任)

第21条 当法人に理事長1名、副理事長若干名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

② 理事長は、法人法上の代表理事とする。

③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

⑤ その他理事長の指名により会長、顧問、相談役、専務理事をおくことができる

(理事及び監事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第24条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の2週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会議事録）

第30条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

（事業年度）

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（計算書類等の定時総会への提出等）

第32条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第33条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は社員総会の決議、その他法令に定められた理由により解散する。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 この法人は事務を処理するために、事務局を置くことができる

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる
- 3 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任命する
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事長が別に定める

第2号議案 平成29年度・平成30年度役員に関する件

1. 定款第18条2項理事の承認（理事会）

堀 道夫氏の理事推薦

全国各種学校日本語教育協会会長

一般社団法人全国専門学校各種学校日本語学校協会会長代行

2. 理事（定款第17条5名以上10名以内）（理事会・総会）

理事長 堀 道夫（発起人代表・※発起人会承認）

副理事長 吉岡正毅（発起人） ※日本語教員養成支援、IT人材養成支援担当理事

理事 新井時賛（発起人） ※福祉人材養成支援担当理事

理事 永井早希子（発起人） ※留学生教育学会、大学・専門学校連携担当理事

理事 田 琥玘（発起人） ※福祉人材養成支援担当理事

理事 吉岡久博（発起人）

理事 申 景浩（発起人）

理事 佃 吉一（発起人）

3. 監事（定款第19条1名以上）（理事会・総会）

監事 片山浩子（発起人）

4. 役員補充の件（理事会・総会）

第3号議案 一般社団化経過報告に関する件

関係会議一覧

- (1) 平成28年11月14日
全国専門学校各種学校日本語教育協会 理事会 ※議事録(資料1)
- (2) 平成29年1月10日
全国専門学校各種学校日本語教育協会 執行役員会
- (3) 平成29年1月30日
全国各種学校日本語学校協議会(各種学校部会)全体会 ※議事録(資料2)
- (4) 平成29年2月8日
全国専門学校各種学校日本語教育協会 6者会議
- (5) 平成29年2月24日
日本語教育団体関係者会議
- (6) 平成29年3月1日
日本語教育団体連絡協議会(第1回)
- (7) 平成29年3月6日
全国専門学校各種学校日本語教育協会 執行役員会
- (8) 平成29年3月14日
日本語教育推進議員連盟 第5回総会 ※団体ヒヤリングレジュメ(資料3, 4, 5)
- (9) 平成29年3月31日
全国専門学校各種学校日本語教育協会臨時理事会・総会※議事録(資料6) 会議資料(資料7)
- (10) 平成29年4月20日
全国各種学校日本語学校協議会全体会 ※議事録(資料8)
- (11) 平成29年5月2日
一般社団化準備委員会(発起人会)
- (12) 平成29年5月19日
一般社団化準備委員会・発起人会

各種学校日本語教育振興ビジョン（2017）

2017年度は日本語教育業界にとって質的量的両面において新しい段階に入った年といえよう。

少子高齢化の進展に伴い、日本社会のあらゆる面で労働力不足が顕在化してきている。しかし移民はもちろん、外国人単純労働者の受け入れを認めないという国策を続けているにもかかわらず、一方では技能実習生の期間や対象職種の拡大など受け入れ条件の緩和、留学生30万人計画の推進によるビザ発給の緩和などを行ったことで実質的な外国人単純労働者が急増し、日本の経済構造の中に組み込まれてきた。

そのような中で、2025年には約38万人不足するといわれる介護人材を補うため、在留資格「介護」が新設された。介護人材の入国、在留に関しては日本語能力が厳しく問われるが、養成施設の学生に対する学費支援措置も留学生も日本人と同様に適用されることとなった。

その他、定住外国人子息の教育、夜間中学における日本語教育など、外国人への日本語教育が、これからの国策として重要であることは論を待たない。

そのような状況であるにも関わらず、体系的な政策（担当官庁や、各種データおよびその整備、将来政策等）は欠如したままであった。2016年11月、ようやく超党派議員による日本語教育推進議員連盟が発足し、日本語教育基本法策定に向けた準備が進められている。

同時に官庁においても、管轄下の外国人問題に関わる法的整備が動き出すこととなる。技能実習生のための新たな機構づくり、日本語学校の健全化推進のための新公示基準の制定・施行、罰則規定の通達、日本語教師養成基準の明確化などが次々に行われたのである。

日本の高等教育機関（大学院、大学、専門学校）の現状を見ても、留学生受け入れ拡大につながる定員充足率の緩和や、スーパーグローバル大学への国の支援など、さまざまな留学生受け入れ推進策が私立学校の経営を支えている現実を無視することはでき

ない。

留学生増加による影響は教育機関だけにとどまらず、留学生の生活を支える周辺事業から就職まで、日本経済全体に波及するものである。

この法人は、学校教育法に基づき認可された各種学校（学校教育法134条）が連携することによって、日本語教育の環境整備と各種学校日本語学校の振興を図り、日本語教育界の中核的役割を担うと共に、日本語教育機関全体の牽引役として、日本の国際化推進、多文化共生社会の構築に資する活動を推進し、併せて海外での日本語教育の普及啓発に寄与することを目的として発足した。

以上のような点を踏まえ、本協会としては「各種学校日本語教育振興ビジョン（2017）」を宣言し次の事項を優先課題として、中期・長期的な事業計画を策定し取り組んでいく。

- 1 日本語教育機関の教育力の強化
- 2 日本語教育機関の経営基盤の強化
- 3 日本語教育機関としての社会的信頼性の確保と実践
- 4 日本語教育機関としての国内外での地位の向上

第5号議案 平成29年度事業計画案に関する件

1. 臨時総会

日時：平成29年4月20日

会場：アルカディア市ヶ谷私学会館

議題：専各日協の解散と全各日協の社団化について

2. 一般社団化準備委員会（発起人会）

日時；平成29年5月2日、19日、午後2時から4時

会場；アルカディア市ヶ谷私学会館

議題：定款修正の確認、スケジュールの確認

3. 理事会

日時；平成29年6月30日金曜日 13時から

会場；グラントヒル市ヶ谷

議題：

第1号議案 定款の承認に関する件

第2号議案 平成29年度・平成30年度役員に関する件

※第18条2項理事の承認

第3号議案 一般社団化経過報告について

第4号議案 「各種学校日本語学校振興ビジョン」に関する件

第5号議案 平成29年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成29年度収支予算案に関する件

第7号議案 事務局に関する件

4. 総会

日時；平成29年6月30日金曜日 14時30分

会場；グラントヒル市ヶ谷

議題：

第1号議案 定款の承認に関する件

第2号議案 平成29年度・平成30年度役員に関する件

- 第3号議案 一般社団化経過報告について
第4号議案 「各種学校日本語学校振興ビジョン」に関する件
第5号議案 平成29年度事業計画案に関する件
第6号議案 平成29年度収支予算案に関する件
第7号議案 事務局に関する件

5. 「各種学校日本語学校振興ビジョン」の策定

6. 「日本語教育シンポジウム」(仮)

日時；平成29年7月10日の週 午後1時から5時

会場；アルカディア市ヶ谷私学会館

主催・共催・後援

(1) 記念講演(30分から60分)

講師：馳浩 日本語教育振興推進議員連盟事務局長・前文科大臣

テーマ：日本語教育振興法の制定に向けて(仮)

(2) シンポジスト(90分)

パネリスト：

小林光俊(公益社団法人日本介護養成施設協会会長・全専各連会長)

産業界(日本商工会議所、日本経済団体連合会)

文教関係(日本学生支援機構、日本学生支援協会)

文部科学省、文化庁、東京都

司会：未定

(3) テーマ案

- ①国際化の推進と日本語学校の役割
- ②外国人専門人材育成と日本語教育
- ③アジアにおける専門的中核人材ネットワークの構築と日本語教育機関の役割
- ④多文化共生社会の構築における日本語学校の役割
- ⑤地域社会振興と国際化支援と日本語学校

7. 日本語教育推進振興法への対応

日本語教育推進法対策委員会（仮称）の設置

日本語教育団体連絡会設置と運営

8. 要請行動

（1）行政対応

文部科学省、法務省、外務省、国土交通省、観光庁、経済産業省、厚生労働省
都道府県私学行政担当、全国知事会、

国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構、日本学生支援機
外国人技能実習機構

（2）経済団体対応

日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体連合会、経済同友会

（3）高等教育団体

国立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会
全国専門学校各種学校総連合会、国立高等専門学校機構

（4）日本語教育団体

一般財団法人日本語教育振興協会、一般社団法人日本語学校ネットワーク

一般社団法人全国日本語学校連合会

第6号議案 平成29年度収支予算案に関する件

平成29年度収支予算書

平成29年6月20日～平成30年3月31日

(収入の部)

科 目	2017年度予算	備 考
年度会費	3,200,000	80,000円 40校 ※ 70校
入会金	130,000	10,000円 13校
繰入れ金	2,000,000	
受取利息	0	
収入合計 (A)	5,330,000	

(支出の部)

科 目	2017年度予算	備 考
総会運営費	400,000	理事会、定例総会、委員会
振興対策費	1,000,000	調整・普及啓発、サーバー管理費
会議費	480,000	連絡協議会、役員会
運営費	1,320,000	事務管理費 (150000×0.5+35000) ×12
予備費	2,130,000	
支 出 合 計 (B)	5,330,000	
当期収支差額 (A) - (B)	0	
前 期 繰 越 金 (C)	0	
次期繰越金 (A) - (B) + (C)	0	

第7号議案 事務局に関する件

1. 事務局長の任命（定款第36条・理事会承認）

事務局長：有我明則を任命

2. 事務局業務

(1) 形式

業務委託（全各日協会 ⇒ 学校総合企画）

業務委託契約書に基づく

(2) 契約期間

1年更新

(3) 委託内容

会員校管理、出納管理、理事会・総会運営、委員会運営

入会促進事業、行政調整 関係団体調整

(4) 費用

合計 110,000/月 1,320,000/年

※ 内訳 管理費 (150,000/月×0.5人) 75,000円

事務所費(家賃、電話、FAX、光熱費等) 35,000円

※ 退職金対応、雇用保険、厚生年金、健康保険等の対応は無し

(5) 住所

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-15 ストックメイジュ 203 (学校総合企画内)

電話:03-6455-5425 FAX:03-6455-5387